

東京都総合教育会議傍聴要領

平成27年6月25日
東京都総合教育会議決定

第1条 この要領は、東京都総合教育会議運営要綱（平成27年6月25日東京都総合教育会議決定）第9条の規定に基づき、東京都総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項について定める。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴許可申請書（別記第1号様式）を、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、傍聴許可書（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が認めるものは、傍聴証（別記第3号様式）の交付を受けて傍聴することができる。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- 四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により教育長の承認を受けた者を除く。
- 六 酒気を帯びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第4条 傍聴人（報道関係者で教育長が認めるものを除く。）は20名をもって定員とする。

第5条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることを許さない。

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第7条 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、教育長は当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、教育長は、全ての傍聴人を退場させることができる。

3 傍聴人は、前2項の規定により退場を命じられた場合は、速やかに退場しなければならない。

第9条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

第10条 この要領の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から施行する。

第2号様式（第2条関係）

						第	号
傍聴許可書							
年第		回東京都総合教育会議（	年	月	日開催）の会議の傍聴を許可します。		
年	月	日					
東京都教育委員会教育長							
						印	
							様

（日本工業規格A列4番）

第3号様式（第2条関係）

	第	号
報道機関名 氏名		
	年第	回東京都総合教育会議 (年 月 日開催)
		傍聴証
年 月 日		
		東京都教育委員会教育長
		印

（日本工業規格A列4番）